

税務トピックス

四季報

第43回

固定資産税・都市計画税の減免と納税猶予

新型コロナウイルスの影響で売上が減少した事業者には、固定資産税等の減免と納税猶予の2つの措置について、詳細が経済産業省より発表されました。

1. 令和3年度固定資産税減免制度

中小企業者等税務負担を軽減するため、中小事業者等が保有するすべての償却資産や事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税が、売上の減少幅に応じて1/2軽減または全額免除されます。

(1) 減免対象

- ※いずれも市町村税
- 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税(通常、取得額または評価額1.4%)
- 事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

(図1、2参照)

■減免対象資産 (図1)

	土地	家屋	償却資産
固定資産税	対象外	対象	対象
都市計画税	対象外	対象	

■減免率 (図2)

売上減少率(※)	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※令和2年2月～10月までの任意の連続した3カ月の売上高と前年同期を比べたときの売上減少率。
※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象。

2. 実務上のポイント

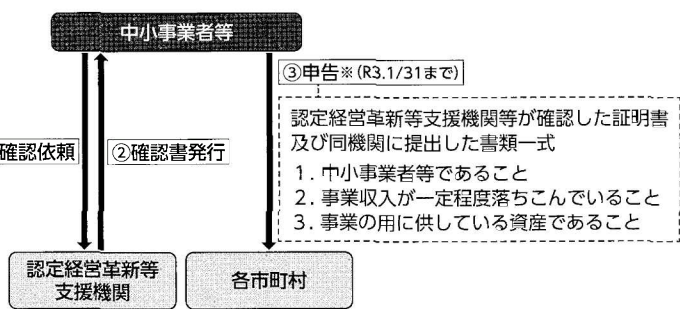
- 認定経営革新等支援機関が発行する「確認書」が必要
- 令和2年度については、令和2年2月～納付期限までの任意の1カ月以上の収入が前年同期比概20%以上減少した場合に納税猶予が可能になります。詳細は市町村にお問い合わせください。

中小事業者等の範囲

- 次のいずれかに該当する法人または個人
 - ①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
 - ②資本または出資を有しない法人は常時使用する従業員数1,000人以下
 - ③常時使用する従業員数1,000人以下の個人
- ※性風俗関連特殊営業を除く

- (1) 申請方法
- 1) 中小事業者等は、税理士など全国で3万5千程度存在する認定経営革新等支援機関等に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受けます。
 - 2) 事業者は、認定経営革新等支援機関等から確認書を発行してもらい、令和3年1月以降に申請期限(令和3年1月末)までに固定資産税を納付する市町村に必要な書類とともに軽減を申請します。

(2) 手続きの流れ



注・特殊な償却資産(二)以上の市町村にまたがるものなど)については、総務大臣又は道府県知事に申請する必要があります。(家屋は常に市町村に申請) ※申請書に虚偽の記載をした場合の罰則あり。

(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤
Office Mitsubiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL / http://www.office-m.co.jp/

2020年 第2回 家族を幸せにする相続セミナー 「贈与税の基本」と「遺言のススメ」

相続は、発生する前から計画的に準備することが重要となります。今回は、相続と切り離して考えることのできない「贈与税の基本」と「遺言」についてお話します。生前贈与によって、将来発生する相続税の負担を減らし、準備する納税資金を少なくすることが可能です。そして、節税をより効果的にするには、贈与するタイミングとその目的がとても重要になります。また、遺言をしておけば、遺産にからむ争いを少しでも未然に防止することができます。残された相続人も遺言者の意思にそった納得のいく遺産の分配を円滑に実現させることができます。ご本人のみならず、ご家族の皆様も奮ってご参加ください。

- ◆日時 2020年8月4日(火) 14:00～16:30
- ◆講師 代表取締役 税理士 光廣 昌史
- ◆会場 たちまちビュー空楼(12階)
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドビルD
- ◆参加費 1,000円(税込)
- ◆定員 8名
- ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ 総合企画部/下田・和田

※新型コロナウイルス感染症対策のため、状況により開催を延期させて頂く場合がございますので、ご了承ください。